

はままつ子育て世代活躍企業コンテスト募集要項

1 目的

子育て世代が働きやすい職場づくりに取り組む浜松市内の事業所を募集し、模範的・先進的・独創的な取組を実施している事業所を選出・表彰する。

また、その取組を広く周知し、他の事業所への普及を図ることで、子育てしやすい職場環境の整備と子育て世代の就労を促進する。

2 募集対象

「浜松市子育て応援宣言事業所」として認定されている事業所

3 応募要件

- (1) 応募する日の属する年度の4月1日現在において、市内に事業所を有し1年以上が経過していること。
- (2) 従業員への子育て支援について模範的・先進的・独創的な取組みを実施していること。
- (3) 浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビ JOB はま！」の事業者登録をしていること。
- (4) 市税の未納がないこと、又は市からの徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- (5) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- (6) 労働関係法令等に重大な違反がないこと、その他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」を営むものでないこと。

4 募集期間

令和8年9月1日（火）～令和8年9月30日（水）

5 受賞者の決定

<大賞>1事業所	<優秀賞>最大4事業所	<入賞>最大5事業所
----------	-------------	------------

◆「大賞」を大企業が受賞した場合は、一次審査を通過した中小企業等（※）の中から別途「大賞」を選出します。

（※）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び常時雇用する従業員数が300人以下の一般社団法人、一般財団法人、医療法

人、社会福祉法人、NPO法人、その他市長が認めるものを指します。

6 表彰

- ・令和9年2月に浜松市内で開催予定の「人口減少社会を考えるフォーラム」内で表彰式を行います。
- ・「大賞」には賞状と副賞、「優秀賞」と「入賞」には賞状を贈呈します。
- ・「大賞」及び「優秀賞」を受賞した事業所については、表彰式にて取組内容をご発表いただきます。

7 応募方法

応募書類を以下のいずれかの方法により提出してください。

<持参の場合>

- 提出場所：浜松市役所本館 6 階 浜松市産業部労働政策課
- 受付時間：平日 8時30分～17時00分

<郵送の場合> ※9月30日必着のこと

- 送付先：〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2
浜松市産業部労働政策課 コンテスト担当宛

<メールの場合>

- メールアドレス rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- 件名に「はままつ子育て世代活躍企業コンテスト応募」と明記してください。

8 応募書類

- ① はままつ子育て世代活躍企業コンテスト応募申込書（第1号様式）
- ② はままつ子育て世代活躍企業コンテスト応募申込書 別紙
- ③ 応募申込書に記載した企業独自の取組内容・実績が確認できる書類

9 審査

- ① 1次審査（選考委員会）：有識者等による書類審査
- ② 2次審査（一般投票）：市民によるインターネットでの投票

1次審査における選考基準

審査項目	審査の着眼点
1. 取組内容の他事業者への模範性	職場全体で子育てと仕事の両立を支える体制が確立されており、他事業者の手本となる模範的な取組であるか。
2. 取組内容の先進性、独創性	従来の制度にとらわれず、独自の創意工夫ある取組の実施や浜松モデルとなる取組を実施しているなど、内容に先進性、独創性があるか。
3. 取組内容の継続性、実効性	短期的な取組ではなく、継続的な企業文化・経営方針として継続性、実効性はあるか。

4. 子育て支援への地域貢献度	自社内だけでなく、地域や他企業へ波及効果を持つ取組で、当該取組の実施により子育て支援の気運醸成に寄与しているか。
5. その他評価すべき特記事項	その他、評価すべき特記事項があるか。

10 スケジュール

日程	内容
9月30日（水）	応募締切
10月上旬	【1次審査（選考委員会）】 応募者から10事業所を選出 →結果の通知及び2次審査用資料作成依頼
10月30日（金）	2次審査用資料提出期限
11月上旬	2次審査へ進む事業所の取組をホームページに掲載
11月18日（水）～12月16日（木）	【2次審査（一般投票）】
12月23日（金）	・2次審査結果の通知およびホームページ掲載 ・大賞、優秀賞受賞者へ表彰式でのプレゼンテーション資料作成依頼
2月（予定）	【人口減少社会を考えるフォーラム開催】 同フォーラム内にて表彰式を実施 ※表彰式内にて、大賞、優秀賞受賞者によるプレゼンテーションを行います。

11 注意事項

- （1）ご提出いただいた内容や個人情報を本コンテスト以外で使用することはありません。
- （2）必要に応じて、電話等による内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合があります。
- （3）応募書類は返却いたしません。また、選考内容の詳細に関するお問合せ、選考結果に対する異議申し立てについては一切お受けできませんので、あらかじめご了承の上、応募をしてください。

12 問い合わせ先

浜松市 産業部 労働政策課 （担当者）生熊、池谷 電話 053-457-2115
rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp